

一般社団法人 新時代戦略研究所 会員規約

第1章 総則

第1条 目的

本規約は、一般社団法人新時代戦略研究所（以下、「当法人」とする。）の定款に定められた会員が、定款第2条の目的を遂行するために会員に対する規約として定めたものである。

第2条 本規約の範囲

本規約は、当法人の定款に定める会員となった団体、企業または個人に適用される。

第2章 会員資格

第3条 会員種別・会員資格

当法人の会員は、次の2種とする。

(1) 法人会員

当法人の目的に賛同して入会申し込みを行い、理事会の承認を得た法人。一般社団法人および一般財団法人に関する法律(以下、「一般法人法」)上の社員となる。

(2) 個人会員

当法人の目的に賛同して入会申し込みを行い、理事会の承認を得た個人。一般法人法上の社員となる。

第4条 入会

当法人の目的に賛同し、所定の申込み方法により申し込みをし、当法人の承認を得て会員となるものとする。

第5条 入会承認の手続

次の各号に掲げるいずれかの事由に該当する場合、当法人は入会の承認をしない場合がある。

- (1) 当法人の趣旨に賛同していないと判断した場合。
- (2) 過去に当法人から資格を取り消されたことがある場合。
- (3) 入会申込書の記載内容に虚偽の記載があったことが判明した場合。

(4) その他、当法人が会員とすることを不相当と判断した場合。

第6条 会費および支払い方法

会員は、本条に定めるところに従い、年会費を支払わなければならない。

2 年会費の対象期間は、入会日から1年間とする。

3 年会費の支払いは、当法人が定める支払期日までに指定する金融機関の口座に振り込む方法により支払うものとする。なお、支払いに伴い振込み手数料等が発生した場合は、会員の負担とする。

4 当法人は、会員への事前の告知をもって、年会費を変更することができるものとする。

5 年会費の額は、次の各号に掲げる通りとする。

(1) 年会費 2018年6月現在

① 法人会員 一口1,200,000円(税抜き)

② 個人会員 一口120,000円(税抜き)

4 当法人が会員から受領した年会費は、その理由を問わずこれを返還しないものとする。

第7条 有効期間

会員資格の有効期間は前第6条により支払った年会費の対象期間とする。ただし、第8条による退会の申し出、または第9条による除名若しくは第10条による会員資格の喪失がない限り、自動的に1年ごとに更新されるものとする。

第8条 退会

会員は、当法人に対し退会の申し出をすることによりいつでも退会することができる。ただし、退会の1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

第9条 除名

(1) 当法人の名誉を棄損し、または当法人の目的に反する行為があった場合

(2) 法令もしくは公序良俗に反する行為を行なった場合

(3) その他除名すべき正当な事由がある場合

2 前項の規定により会員を除名したときは、当該会員に対し除名した旨を通知しなければならない。

第10条 会員の資格喪失

会員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 除名されたとき
- (3) 正当な理由なく、1年以上会費を滞納したとき
- (4) 法人会員にあっては、会員である法人が解散、破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始もしくは特別生産開始の申し立てを受け、もしくは自ら申し立てたとき
- (5) 当法人が解散したとき

2 会員は、前項各号によって会員資格が喪失しても、未納の年会費ほか当法人への債務がある場合は、その債務の支払いを完了しなければならない。

第11条 変更の届出

会員は、登録した会員情報に変更が生じた場合は、遅滞なく所定の変更手続きをするものとする。

2 当法人は、前項の届出がなかったことで生じた不利益については一切の責任を負わない。

第3章 会員の権利と義務

第12条 会員の権利

会員は、次にあげる事項についての権利を有する。

- (1) 法人会員は、当法人が主催する講演会、シンポジウム、セミナー等に3名まで無料で参加することができる。
- (2) 法人会員は、イベント等の企画、共催、研究レポート、提言書の作成等、プロジェクトベースで相談する資格を得る。
- (3) 法人会員は、当法人ホームページへ企業名を掲載できる。
- (4) 個人会員は、当法人が主催する講演会、シンポジウム、セミナー等に会員になった個人のみが参加することができる。

第13条 会員情報の取り扱い

会員は、当法人に対して提供した会員の個人情報を、次の各号に定める利用目的の範囲内で利用することに同意するものとする。

- (1) 当法人の運営上、他の会員に知らせる必要がある場合
- (2) 当法人が会員サービスに関わる業務その他を第三者に委託するときに、会員情

報を取り扱わせる場合

(3) 会員情報を、あらかじめ会員承諾のもと当法人のウェブサイトに掲載する場合

第4章 本規約の追加・変更

第14条 規約の変更

当法人は、円滑な運営のために必要と判断される場合、本規約の内容を変更、追加または削除することがある。

第5章 その他

第15条 免責および損害賠償

会員は、当法人の活動に関連して取得した資料、情報等について、自らの判断によりその利益の採決・方法等を決定するものとし、これらに起因して会員または第三者が被害を被った場合であっても、当法人は一切責任を負わないものとする。

【付則】

本規約は、平成30年7月1日より施行する。

以上